

## 北区スクールソーシャルワーカー会計年度任用職員要綱

### (目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される北区スクールソーシャルワーカー会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (任用)

第2条 会計年度任用職員の選考は、次の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記試験
- (2) 面接

### (再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の状況、勤務実績等を勘案して判断するものとする。

### (勤務時間)

第4条 勤務日数及び勤務時間等は下記のとおりとする。

#### (1) 勤務日数

- ① 週4日または週5日勤務
- ② 週3日勤務
- ③ 週1日または2日勤務

#### (2) 勤務時間

- ① 週4日または週5日勤務
  - ア 週4日勤務の場合  
9時15分から17時30分まで
  - イ 週5日勤務の場合  
10時から16時45分まで
- ② 週3日勤務
  - ア 10時から16時45分まで
- ③ 週1日または2日勤務
  - ア 10時から16時45分まで

但し、学校等の事情等に対応する場合は、必要に応じ振替を行うこととする。

#### (3) 休憩時間

45分

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。